

# 禁煙支援事業実施要領

山口県市町村職員共済組合

(目的)

第1 山口県市町村職員共済組合（以下、「共済組合」という。）の保健事業における医療費増高対策として実施する禁煙支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象者)

第2 共済組合の組合員（任意継続組合員を除く。）であり、直ちに禁煙することを希望している者を支援対象者とする。

(支援対象期間)

第3 毎年5月1日から同年12月31日までに開始した治療を対象とする。

(助成対象となる医療費)

第4 禁煙外来の保険適用条件に該当し、保険適用で実施されたニコチン依存症の治療を対象とし、その自己負担額を助成する。

(申込方法)

第5 禁煙外来の受診を開始する前に所属所長を経由して共済組合へ「禁煙支援助成金事前申込書」を提出し、承認を受けなければならない。

(申込者の承認)

第6 共済組合は、「禁煙支援助成金事前申込書」により承認の可否を決定し、組合員に通知するものとする。

(請求方法)

第7 すべての治療が終了した後、すみやかに所属所長を経由して共済組合へ「禁煙支援助成金請求書」を提出しなければならない。ただし、途中で治療を中止したときは、最後に受診した日を治療終了日とする。

(請求期限)

第8 助成金請求の期限は、治療終了日から起算して1年間とする。

(助成金額の決定)

第9 助成金額は、社会保険診療報酬支払基金から提出された診療報酬明細書により自己負担額を確認し、決定する。ただし、後期高齢者については、本人から提出された領収書により確認し、助成金額を決定する。

(給付方法)

第10 「禁煙支援助成金請求書」及び「診療報酬明細書」の提出が揃った月の翌月末日までに共済組合に設定された給付金等振込口座へ送金する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から適用する。